

消 防 危 第 37 号  
令 和 2 年 2 月 14 日

石 油 連 盟 会 長 }  
全 国 石 油 商 業 組 合 連 合 会 会 長 } 殿  
全 国 農 業 協 同 組 合 連 合 会 代 表 理 事 理 事 長 }

消 防 庁 危 険 物 保 安 室 長  
( 公 印 省 略 )

給油取扱所における容器への詰替えに係る法令遵守の徹底等について

令和2年2月、熊本県内の給油取扱所において、従業員（危険物取扱者）が灯油用ポリエチレン缶にガソリンを詰め替えて販売した消防法令違反となる事案が発生しました。また、管轄する消防本部等により現在調査が進められているところですが、当該ガソリンを購入した顧客の自宅において、暖房器具に誤ってガソリンが使用されたことによるとみられる火災が発生しています。

本事案を踏まえ、給油取扱所においてガソリンの容器への詰替えを行う場合には、消防法令に適合した容器であることの確認など、消防法令の遵守を徹底するようお願いいたします。また、灯油ストーブ等の暖房器具に誤ってガソリンが使用された場合には極めて火災発生の危険性が高くなることから、特に冬季におけるガソリンの容器への詰替え販売時においては、顧客への使用目的の確認を十分行い、必要に応じてガソリンの適切な取扱いについて周知されるようお願いいたします。

貴団体におかれましては、加盟各社に対して、この旨を周知されるようお願いいたします。

なお、このことについては、別添のとおり、都道府県等に対しても通知しているところです。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：竹本、小島

TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534

消 防 危 第 37 号  
令 和 2 年 2 月 14 日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長  
(公 印 省 略)

給油取扱所における容器への詰替えに係る法令遵守の徹底等について

令和2年2月、熊本県内の給油取扱所において、従業員（危険物取扱者）が灯油用ポリエチレン缶にガソリンを詰め替えて販売した消防法令違反となる事案が発生しました。また、管轄する消防本部等により現在調査が進められているところですが、当該ガソリンを購入した顧客の自宅において、暖房器具に誤ってガソリンが使用されたことによるとみられる火災が発生しています。

本事案を踏まえ、関係事業者団体に対し別添のとおり周知しましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されますようお願いいたします。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：竹本、小島

TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534